

令和4年度 第1回上越市特別職報酬等審議会 次第

と き 令和5年1月26日（木）
午前10時から

ところ 上越市役所 木田第一庁舎
4階 401 会議室

1 開 会

2 副市長挨拶

3 委員自己紹介

4 会長選出

5 会長職務代理者の指定

6 議 事

(1) 審議会の役割、所掌事項、これまでの審議内容等について

… 資料1、資料2

(2) 人事院勧告等を踏まえた期末手当の改定等について（報告）

… 資料3、資料4

(3) 令和5年度の特別職報酬等の取扱いについて

… 資料5

(4) その他

7 閉 会

審議会の役割と所掌事項

●上越市特別職報酬等審議会の位置付け

上越市特別職報酬等審議会は、地方自治法第202条の3の規定に基づき、執行機関である上越市長の附属機関として、上越市特別職報酬等審議会条例第1条の規定により設置するもの。

●上越市特別職報酬等審議会の所掌事項

上越市特別職報酬等審議会の所掌事項は、上越市特別職報酬等審議会条例第2条の規定により次のとおり。

第2条 市長は、次に掲げる額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該額について審議会の意見を聴くものとする。

- (1) 議会の議員の議員報酬の額
- (2) 市長、副市長及び教育長の給料の額
- (3) 議会の会派又は議員の政務活動費の額

●特別職の給与

市長等の特別職の職員については、一般職の職員に適用される地方公務員法が適用されない。また、市長等の特別職の職員の給料・報酬については、地方公務員法第24条及び同法第25条の規定の例により、他の地方公共団体の特別職の職員の給与その他の事情を考慮して独自に条例を定め、これを根拠として支給することとされている。

○上越市特別職報酬等審議会条例

最終改正 平成29年6月15日条例第23号

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、議員報酬等の額について審議するため、上越市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 市長は、次に掲げる額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該額について審議会の意見を聴くものとする。

(1) 議会の議員の議員報酬の額

(2) 市長、副市長及び教育長の給料の額

(3) 議会の会派又は議員の政務活動費の額

(委員)

第3条 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する12人以内の委員をもって組織する。

(1) 市の区域内の公共的団体等の代表者

(2) 公募に応じた市民

(3) その他市長が必要と認める者

2 審議会の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ、会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、総務管理部において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

これまでの審議内容（過去 5 年間）

平成 29 年度（平成 30 年 2 月 6 日開催）

議 題	主な内容・意見等
（現行のまま据え置くため諮問なし） ・前年に引き続き、市内の経済状況や特別職の国家公務員における取り扱い、県内他団体の動向等を総合的に勘案し、現時点では現行のまま据え置くことが適当であることを資料に基づき説明	委員からの意見 ・特になし

平成 30 年度（平成 31 年 1 月 23 日開催）

議 題	主な内容・意見等
（現行のまま据え置くため諮問なし） ・前年に引き続き、市内の経済状況や特別職の国家公務員における取扱い、県内他団体の動向等を総合的に勘案し、現時点では現行のまま据え置くことが適当であることを資料に基づき説明 ・一般職の給与改定や他団体特別職の報酬等の改定状況のほか、市民の個人所得や財政力の推移等に良好な兆しが見られることや議会議員で構成される検討組織の動向を注視する中で、今後、報酬額等の改定の必要性も生じているものとする	委員からの意見 ・報酬額等の改定について、平均的な値からの判断だけでなく、貧困層にも配慮した検討が必要と考える。 ・市長及び副市長給料の減額措置が長期化しており、何らかの見直しを行う時期を迎えているのではないかと。審議会として検討する必要があると考える。 ・議会における議員報酬や政務活動費の見直し検討について、議員のなり手がいない状況にあることを踏まえて議論を尽くしてほしい。

令和元年度（令和2年1月29日開催）

議 題				主な内容・意見等																				
<p>（給料、報酬は現行のまま据え置くため諮問なし）</p> <ul style="list-style-type: none"> 前年に引き続き、市内の経済状況や特別職の国家公務員における取り扱い、県内他団体の動向等を踏まえ、現行のまま据え置くことが適当であることを資料に基づき説明 <p>（諮問）</p> <p>○上越市議会政務活動費について、総額は維持し、会派及び議員に交付する額を次のとおり改定する。</p>				<p>委員からの意見</p> <ul style="list-style-type: none"> 特になし <p>（答申）</p> <ul style="list-style-type: none"> 諮問のとおり改定することが適当であると答申。 																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">上越市議会政務活動費</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>現行</th> <th>改定案</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会派</td> <td>月額 25,000 円 (年額 300,000 円)</td> <td>月額 12,500 円 (年額 150,000 円)</td> <td>月額▲12,500 円 (年額▲150,000 円)</td> </tr> <tr> <td>議員</td> <td>月額 25,000 円 (年額 300,000 円)</td> <td>月額 37,500 円 (年額 450,000 円)</td> <td>月額+12,500 円 (年額+150,000 円)</td> </tr> <tr> <td>総額</td> <td>月額 50,000 円 (年額 600,000 円)</td> <td>月額 50,000 円 (年額 600,000 円)</td> <td>増減なし</td> </tr> </tbody> </table>			上越市議会政務活動費				区分	現行	改定案	増減	会派	月額 25,000 円 (年額 300,000 円)	月額 12,500 円 (年額 150,000 円)	月額▲12,500 円 (年額▲150,000 円)	議員	月額 25,000 円 (年額 300,000 円)	月額 37,500 円 (年額 450,000 円)	月額+12,500 円 (年額+150,000 円)	総額	月額 50,000 円 (年額 600,000 円)	月額 50,000 円 (年額 600,000 円)	増減なし	<p>委員からの意見</p> <ul style="list-style-type: none"> 実状に合わせた政務活動費の会派分と議員個人分の額の見直しについて、妥当と感じている。 今は市町村のニーズに合わせて市町村の裁量が大きくなっている。議員の方にも今の上越市のニーズや国の動き等を勉強してもらいながら、上越市の実情に合わせて進めてほしい。 今回の諮問内容について理解はできるが、個人分の返還がかなりあることと、個人差があるように見えるため、そこは検討してほしい。 活動範囲も様々であると思うが、議員個人で使えるものであり、執行残は返還となることを踏まえ、もう少し考えていただきたい。
上越市議会政務活動費																								
区分	現行	改定案	増減																					
会派	月額 25,000 円 (年額 300,000 円)	月額 12,500 円 (年額 150,000 円)	月額▲12,500 円 (年額▲150,000 円)																					
議員	月額 25,000 円 (年額 300,000 円)	月額 37,500 円 (年額 450,000 円)	月額+12,500 円 (年額+150,000 円)																					
総額	月額 50,000 円 (年額 600,000 円)	月額 50,000 円 (年額 600,000 円)	増減なし																					
<ul style="list-style-type: none"> 政務活動費の額については、平成17年1月1日に増額改定した以降、現在に至るまでの間、据え置きとなっている。上越市議会においては、平成22年11月に、議会の基本原則を定めた「議会基本条例」を制定するとともに、この間、議員提案による条例の制定、市民との意見交換会、また、小中学生による議会学習など、議会改革の推進及び議会の活性化に向けた取組が行われている。更に、同議会では、議員のなり手不足等を課題とし、議員定数、報酬及び政務活動費について検討を進めるとともに、意見の集約が行われ、多様化・専門化する市民ニーズ及び政策課題にきめ細かく対応するため、政務活動費について、議員個人が行う調査研究等の活動に重点を置いた改定を実施し、議員の活動の一層の充実、議会の活性化を図りたいとの結論に至ったことから、令和元年12月に、議長から政務活動費の見直しについて要請があった。については、これまでの上越市議会における検討状況及び議長からの要請内容を尊重し、政務活動費の見直しについて、本審議会に諮問 																								

令和2年度（令和3年1月26日開催）

議 題	主な内容・意見等
<p>（現行のまま据え置くため諮問なし）</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内の経済状況や特別職の国家公務員の改定状況、県内他団体との均衡等を踏まえ、現時点では現行のまま据え置くことが適当であることを資料に基づき説明 	<p>委員からの意見</p> <ul style="list-style-type: none"> 報酬の水準について、人口規模のみではなく、都市構造や財政規模等で比較する必要があると考える。 議員の政務活動費について、市内事業者の成長、市内事業者への還元の意味も含め、市内事業者への発注に協力してもらいたい。

令和3年度（令和4年1月26日開催）

議 題	主な内容・意見等
<p>（現行のまま据え置くため諮問なし）</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般職の職員及び国家公務員の特別職の改定状況、県内他団体との均衡等を踏まえ、現時点では現行のまま据え置くことが適当であることを資料に基づき説明 	<p>委員からの意見</p> <ul style="list-style-type: none"> 新型コロナの影響を含め、計画的な行財政運営への配慮をお願いしたい。 議員の政務活動費について、広報活動以上に調査活動にも活用してもらいたい。

上越市特別職報酬等審議会
委員 様上越市長 中 川 幹 太
(総務管理部人事課)

特別職の期末手当の改定及び副市長の給料月額減額について (報告)

日頃から、市政運営に特段のご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
さて、この度、下記のとおり特別職の期末手当の改定及び市長の在職期間中の特例措置として副市長の給料月額を減額することとし、上越市議会 12 月定例会に係る条例の改正案を提案することといたしました。

今回の改正は、審議会の審議事項ではありませんが、委員の皆様へご報告させていただきます。

記

1 特別職の期末手当の改定について

(1) 改定内容

人事院及び新潟県人事委員会の給与勧告等を踏まえ、議会の議員、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給月数を年間で 0.05 月分引上げるもの

<改定前と改定後の期末手当の支給月数> (単位:月)

区分	改定前	改定後		年間比較
		令和 4 年度	令和 4 年度以後	
6 月期	1.625	1.625	1.650	+0.05
12 月期	1.625	1.675	1.650	
年間計	3.250	3.300	3.300	

【参考】年間の期末手当額の比較 (単位:円)

区分	改定前	改定後	年間比較
議 長	2,064,660	2,096,424	+31,764
副 議 長	1,826,760	1,854,864	+28,104
議 員	1,719,120	1,745,568	+26,448
市 長	3,203,284	3,252,565	+49,281
副 市 長	2,843,880 (2,559,492)	2,887,632 (2,598,868)	+43,752 (+39,376)
教 育 長	2,459,730	2,497,572	+37,842

※市長の期末手当の額は、給料月額 15%減額を適用した後の金額です。

※副市長の下段の金額は、裏面に記載する給料月額 10%減額を適用した場合の金額です。

(2) 改定時期

令和 4 年 12 月に支給する期末手当から適用

裏面もご覧ください

2 副市長の給料月額の減額について

(1) 改定内容

副市長の給料について、市長の任期中、月額10%減ずるもの

<条例の規定と減額後の給料月額>

(単位：円)

区分	条例上の 給料月額	減額後の 給料月額	比較	
			月額	減額率
副市長	729,200	656,280	△72,920	△10%

(2) 改定時期

令和5年1月1日

※ 市長の在職期間中の特例措置として政策的に行う減額措置であり、市内経済の状況や国、他自治体との均衡等を踏まえて定める給料月額を変更するものではないため、審議事項としていません。

3 その他

- ・改定内容の詳細については、1月開催予定の審議会で改めてご報告させていただきます。

【問合せ先】

〒943-8601 上越市木田 1-1-3

上越市役所 総務管理部 人事課

担当：風間、羽深

電話 025-520-5619 (直通)

特別職の年間給与支給額

令和5年1月1日現在の給与・報酬月額を基にした令和5年度支給見込額

給与等 区分	給料・報酬総額		期末手当総額						合計 (A)+(B)
	月額	年額(A)	6月		12月		計		
			支給率	支給額	支給率	支給額	支給率	支給額(B)	
市長	円	円	月	円	月	円	月	円	円
	966,300	11,595,600	1.650	1,913,274	1.650	1,913,274	3.30	3,826,548	15,422,148
	821,355	9,856,260	1.650	1,626,282	1.650	1,626,282	3.30	3,252,564	13,108,824
副市長	729,200	8,750,400	1.650	1,443,816	1.650	1,443,816	3.30	2,887,632	11,638,032
	656,280	7,875,360	1.650	1,299,434	1.650	1,299,434	3.30	2,598,868	10,474,228
教育長	630,700	7,568,400	1.650	1,248,786	1.650	1,248,786	3.30	2,497,572	10,065,972
	—	—	—	—	—	—	—	—	—
議長	529,400	6,352,800	1.650	1,048,212	1.650	1,048,212	3.30	2,096,424	8,449,224
	—	—	—	—	—	—	—	—	—
副議長	468,400	5,620,800	1.650	927,432	1.650	927,432	3.30	1,854,864	7,475,664
	—	—	—	—	—	—	—	—	—
議員	440,800	5,289,600	1.650	872,784	1.650	872,784	3.30	1,745,568	7,035,168
	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※ 下段の数値は、市長の給料月額を15%、副市長の給料月額10%をそれぞれ減額したもの。

令和5年度 特別職の給料・報酬月額等の取扱い（市の考え方整理）

市の考え方	<p>【給料月額等】一般職の職員及び国家公務員の特別職の改定状況と県内他団体との均衡等を踏まえ、「据え置き」とする。</p> <p>【政務活動費】現行の水準及び過去の改定状況等を踏まえ、「据え置き」とする。</p>
-------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------

《特別職の地方公務員の給与改定に係る基本的な考え方》

特別職の地方公務員の給与改定を行う場合には、以下の諸事情等を総合的に考慮することとされている。

- ① 一般職の職員の給与改定の状況、② 国家公務員の特別職の職員の給与改定の状況、③ 他の地方公共団体との均衡、④ 各自治体における特別職の職員のここ数年来の給与改定の経緯

基本的な考え方／検討要素		参考資料	状況・情勢等	方向性の整理																												
①	一般職の職員の給与改定の状況	P1～P4	<p>○ 人事院及び新潟県人事委員会の給与勧告に準じて、令和4年度は初任給及び若年層の給料月額を<u>引上げ</u>、期末勤勉手当は支給月数を<u>年間で最大0.1月分の引上げ</u></p> <p>【給与勧告の内容】 月例給 （国）民間給与との較差(921円、0.23%)を埋めるため、初任給及び若年層の俸給月額を引上げ （県）民間給与との較差(693円、0.19%)を埋めるため、初任給を含む若年層の給料月額を引上げ 期末・勤勉手当 （国）支給月数を0.1月分引上げ、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分 （県）民間の年間支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.1月分引き上げ、勤勉手当に配分</p>	<p>◎ <u>月例給は改定なし</u></p> <p>（参考）期末手当は0.05月引上げ、12月の支給に反映済み （引上げ後、年間3.3月）</p>																												
②	国家公務員の特別職の職員の給与改定の状況	P9	<p>○ <u>俸給月額は改定なし</u>（平成27年度以降、改定されていない）</p> <p>○ 期末手当は一般職の指定職（事務次官等）に準じて<u>年間で0.05月引上げ</u>（引上げ後、年間3.3月）</p>																													
③	他の地方公共団体との均衡	<p>県内他市及び類似団体における当市の水準</p> <p>P5～P7</p>	<p>【県内20市】</p> <table border="0"> <tr> <td>・市長</td> <td>3位</td> <td>⇒</td> <td>人口規模(3位)相応の水準</td> </tr> <tr> <td>・副市長及び教育長</td> <td>4位</td> <td>⇒</td> <td>人口規模(3位)を下回る水準</td> </tr> <tr> <td>・議長、副議長及び議員</td> <td>3位</td> <td>⇒</td> <td>人口規模(3位)相応の水準</td> </tr> </table> <p>【類似団体(施行時特例市)23市】</p> <table border="0"> <tr> <td>・市長</td> <td>17位</td> <td>⇒</td> <td>人口規模(23位)を上回る水準</td> </tr> <tr> <td>・副市長及び教育長</td> <td>23位</td> <td>⇒</td> <td>人口規模(23位)相応の水準</td> </tr> <tr> <td>・議長</td> <td>23位</td> <td>⇒</td> <td>人口規模(23位)相応の水準</td> </tr> <tr> <td>・副議長及び議員</td> <td>22位</td> <td>⇒</td> <td>人口規模(23位)を上回る水準</td> </tr> </table>	・市長	3位	⇒	人口規模(3位)相応の水準	・副市長及び教育長	4位	⇒	人口規模(3位)を下回る水準	・議長、副議長及び議員	3位	⇒	人口規模(3位)相応の水準	・市長	17位	⇒	人口規模(23位)を上回る水準	・副市長及び教育長	23位	⇒	人口規模(23位)相応の水準	・議長	23位	⇒	人口規模(23位)相応の水準	・副議長及び議員	22位	⇒	人口規模(23位)を上回る水準	◎ <u>概ね人口規模相応の水準を維持</u>
	・市長	3位	⇒	人口規模(3位)相応の水準																												
・副市長及び教育長	4位	⇒	人口規模(3位)を下回る水準																													
・議長、副議長及び議員	3位	⇒	人口規模(3位)相応の水準																													
・市長	17位	⇒	人口規模(23位)を上回る水準																													
・副市長及び教育長	23位	⇒	人口規模(23位)相応の水準																													
・議長	23位	⇒	人口規模(23位)相応の水準																													
・副議長及び議員	22位	⇒	人口規模(23位)を上回る水準																													
	新潟県及び県内19市の改定状況	P8	<p>【審議会の開催有無】 開催済み：5市、開催予定あり：9市、開催予定なしまたは未定：新潟県及び5市</p> <p>【改定（予定）の有無】</p> <p>○ <u>新潟県、新潟市及び新発田市等の9団体は据え置き</u></p> <p>○ <u>柏崎市及び燕市は引上げ、長岡市等の9市は未定</u></p>	◎ <u>20団体のうち、9団体が据え置き</u>																												
④	当市の特別職の職員のここ数年来の給与改定の経緯	P9	<p>○ 平成22年度及び平成23年度に2年連続で引下げ改定 平成22年度：▲0.3%、平成23年度：▲1.3%</p> <p>○ 平成28年度に給料月額の上上げ 市長：+0.4%、副市長：+1.0%、議長、副議長及び議員：+0.4%</p>	◎ <u>これまで基本的な考え方に即して改定している</u>																												

基本的な考え方／検討要素		参考資料	状況・情勢等	方向性の整理
参考 ①	直近の地域の社会情勢等	P10～P13	<ul style="list-style-type: none"> ○ 上越市の経済状況（11月公表） <ul style="list-style-type: none"> ・ 市内経済は、改善の動きがみられるものの、物価高騰や新型コロナウイルスの感染状況が市内経済へ及ぼす影響に留意する必要がある。 ○ 上越管内の有効求人倍率 <ul style="list-style-type: none"> ・ 11月時点 1.59倍、令和3年同月期と比較して0.11ポイント上昇 ○ 上越市の納税義務者一人当たりの課税対象所得 <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年度 298.1万円、令和2年度と比較して3.72%増加 ○ 新潟市の消費物価指数（11月時点） <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年同月期と比較して3.8ポイント上昇（令和2年を100として103.4） 	◎ <u>改善の動きがみられるものの、物価高騰等の影響に留意が必要</u>
参考 ②	市の財政状況 (令和3年度普通会計決算状況)	P14	<ul style="list-style-type: none"> ○ 歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を除いた実質収支は47.8億円 ○ 財政調整基金等残高は80億円を確保 88.2億円（県内2位） ○ 経常収支比率は2.0ポイント良化 90.2（県内13位） ○ 財政力指数は0.018ポイント悪化 0.597（県内5位） ○ 歳入及び歳出決算額の規模 <ul style="list-style-type: none"> ・ 歳入 県内20市のうち、大きい方から3番目 類似団体23市のうち、大きい方から7番目 ・ 歳出 県内20市のうち、大きい方から3番目 類似団体23市のうち、大きい方から8番目 	◎ <u>財政調整基金等を活用した財政運営を確保</u>
	政務活動費の状況	P15～17	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県内20市のうち3位 ⇒ <u>人口規模(3位)相応の水準</u> ○ 類似団体23市のうち8位 ⇒ <u>人口規模(23位)を上回る水準</u> ○ 令和2年5月に、議員個人の政務活動の充実及び議会の活性化を図るため、議員及び会派の交付額をそれぞれ改定（年間交付額：会派▲15万、議員+15万） <div style="border: 1px dashed blue; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【政務活動費】 上越市議会の議員または会派が行う市政の調査研究や政策の立案等に係る活動に対し、市長が支給する経費</p> <p>【政務活動の範囲】 議員及び会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、市民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動</p> <p>【交付額】 議員（一人当たり） 年額450,000円（37,500円/月） 会派（所属議員一人当たり） 年額150,000円（12,500円/月）</p> </div>	◎ <u>概ね人口規模相応の水準を維持</u>

特別職の給料・報酬月額等の取扱い に関する参考資料

《 目 次 》

給与勧告の骨子（人事院）	1
令和 4 年給与勧告等の概要（新潟県人事委員会）	3
県内 20 市の特別職の報酬額等の状況	5
上越市と県内他市との給料（報酬）月額と比較	6
施行時特例市 23 市の特別職の報酬額等の状況	7
県内他団体（県、他市 19 市）の動向	8
上越市における特別職報酬等の改定経過	9
【地域の社会情勢等について】	
上越市の経済状況	10
最近の雇用失業情勢（ハローワーク上越）	11
県内 20 市の納税義務者一人当たりの課税対象所得の推移	12
消費者物価指数の概況	13
【市の財政状況について】	
上越市普通会計決算状況の推移	14
【政務活動費について】	
政務活動費	15
県内 20 市の政務活動費の状況	16
施行時特例市 23 市の政務活動費の状況	17

給与勧告の骨子

○ 本年の給与勧告のポイント

～3年ぶりに月例給、ボーナスともに引上げ～

- ① 民間給与との較差(0.23%)を埋めるため、初任給及び若年層の俸給月額を引上げ
- ② ボーナスを引上げ(0.10月分)、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分

I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務の給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

II 民間給与との比較に基づく給与改定等

1 民間給与との比較

約11,800民間事業所の約45万人の個人別給与を調査(完了率83.2%)

〈月例給〉公務と民間の4月分の給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

- 民間給与との較差 921円(0.23%)

〔行政職俸給表(一)適用職員…現行給与 405,049円、平均年齢 42.7歳〕

〔改定の内訳：俸給 818円 はね返し分(注)103円〕(注)俸給の改定により諸手当の額が増減する分

〈ボーナス〉昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の平均支給月数を比較

- 民間の支給割合 4.41月〔公務の平均支給月数 4.30月〕

2 給与改定の内容と考え方

〈月例給〉

- 俸給表

① 行政職俸給表(一)

民間企業における初任給の動向等を踏まえ、総合職試験及び一般職試験(大卒程度)に係る初任給を3,000円、一般職試験(高卒者)に係る初任給を4,000円引上げ。これを踏まえ、20歳台半ばに重点を置き、初任の係長級の若手職員にも一定の改善が及ぶよう、30歳台半ばまでの職員が在職する号俸について改定

(平均改定率：全体 0.3%[1級 1.7%、2級 1.1%、3級 0.2%、4級・5級 0.0%、6級以上は改定なし])

② その他の俸給表

行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定(専門スタッフ職俸給表及び指定職俸給表は改定なし)

出典：人事院ホームページ

〈ボーナス〉

民間の支給状況に見合うよう引上げ 4.30月分→4.40月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分。その一部を用いて上位の成績区分に係る原資を確保

(一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期
令和4年度 期末手当	1.20月 (支給済み)	1.20月 (改定なし)
勤勉手当	0.95月 (支給済み)	1.05月 (現行0.95月)
5年度 期末手当	1.20月	1.20月
以降 勤勉手当	1.00月	1.00月

〈実施時期〉

- ・月例給：令和4年4月1日
- ・ボーナス：法律の公布日

3 その他の取組

(1) 博士課程修了者等の初任給基準の見直し

博士課程修了者等の処遇を改善するため、本年中に初任給基準の改正を行い、令和5年4月から実施

(2) テレワークに関する給与面での対応

テレワークの実施に係る光熱・水道費等の職員の負担軽減等の観点から、テレワークを行う場合に支給する新たな手当について、具体的な枠組みを検討

4 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備

能率的で活力があり、一人一人が躍動できる公務組織の実現に向けて、公務員人事管理に関する報告で述べた様々な取組を進める中で、給与面においても、下記の課題に対応できるよう、給与制度のアップデートに向けて一体的に取組

令和5年に骨格案、令和6年にその時点で必要な措置の成案を示し、施策を講ずることを念頭。また、定年引上げ完成を見据えた更なる措置等に向けて、その後も対応

【給与上対応すべき課題】

- ・若い世代の誘致・確保
- ・積極的な中途採用や機動的で柔軟な配置・登用のニーズ
- ・採用者の年齢・経歴や採用後のキャリアパスの多様化
- ・働き方が多様化する中での職員の活躍支援や公務組織の全国展開の体制確保等の要請

【取組事項】

- ・若年層を始めとする人材の確保等の観点を踏まえた公務全体のあるべき給与水準
- ・多様な人材の専門性等に応じた給与の設定
- ・65歳定年を見据えた60歳前・60歳超の給与カーブ
- ・初任層、中堅層、管理職層などキャリアの各段階における能力・実績や職責の給与への的確な反映
- ・定年前再任用等をめぐる状況を踏まえた給与
- ・社会や公務の変化に応じた諸手当の見直し

令和4年給与勧告等の概要

令和4年10月14日
新潟県人事委員会

職員の給与については、民間の給与水準に合わせることを基本とし、国及び他の都道府県の職員の給与等を考慮して決定されていますが、本年も、これらを総合的に勘案し、次のとおり給与勧告を行いました。

本年の給与勧告のポイント

- ◎ 月例給は3年ぶり、ボーナスは4年ぶりの引上げ
 - ① 民間給与との較差693円(0.19%)を埋めるため、初任給を含む若年層の給料月額を引上げ
 - ② 期末・勤勉手当(ボーナス)を0.1月分引上げ(年間4.30月→4.40月)

1 公民給与の較差等

(1) 職種別民間給与実態調査

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内1,119民間事業所から無作為に抽出した250事業所について、本年4月分の給与等を調査しました。
(調査完了220事業所、調査完了率88.4%、個人別給与調査約8,100人)

(2) 職員給与と民間給与の比較

職員給与については、「知事等の給与の特例に関する条例(以下「特例条例」という。)」による減額措置がとられており、職員給与と民間給与の比較は下記のとおりです。

<月例給>

公務と民間の4月分の給与額を比較しました。

本来支給される給与水準を示すという給与勧告の趣旨から、減額措置前の職員給与と民間給与を比較しています。

民間給与(A)	職員給与(B)	較差(A)-(B)
374,226円	減額措置前 373,533円	693円(0.19%)
	(減額措置後) 363,575円	10,651円(2.93%)

※ 職員給与は、行政職給料表適用者(平均年齢43.9歳、平均経験年数21.7年)で、諸手当(地域手当、扶養手当等)を含む。

<ボーナス>

昨年8月から本年7月までの1年間の民間支給割合と職員支給月数を比較しました。

民間の支給割合(A)	職員の支給月数(B)	差(A)-(B)
4.39月	4.30月	0.09月

※ 月例給と同様に、給与勧告の趣旨から、特例条例による減額措置を考慮せずに比較

出典：新潟県ホームページ

2 給与改定の内容

(1) 給料表(令和4年4月1日実施)

公民較差の状況や人事院勧告の内容を踏まえ、大卒初任給を3,000円、高卒初任給を4,000円引き上げるとともに、30歳台半ばまでの職員が在職する号給について、引上げ改定を行います。

(改定率(額):給料 0.16%(589円)、はね返し分(注) 0.00%(13円))

(注) 給料等の改定に伴い諸手当の額が増減する分

[行政職給料表適用者の初任給]

大卒191,700円(現行188,700円)、高卒158,900円(現行154,900円)

(2) 期末・勤勉手当

民間における特別給の年間支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.1月分引き上げ、勤勉手当に配分します。(4.30月分→4.40月分)

令和5年度以降、6月期及び12月期の勤勉手当が均等になるよう配分します。

【期末・勤勉手当の支給月数(一般職員の例)】

		6月期	12月期
令和4年度	期末手当	1.225月(改定なし)	1.225月(改定なし)
	勤勉手当	0.925月(改定なし)	1.025月(現行0.925月)
令和5年度 以降	期末手当	1.225月	1.225月
	勤勉手当	0.975月	0.975月

3 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備

人事院は、社会情勢の急速な変化や定年引上げによる公務の変化に対応した給与制度へアップデートを図っていく必要があるとしており、本県においても、人事院の検討状況や今後の取組、他の都道府県の動向、民間の状況等に留意しながら、検討を進めていく必要があります。

4 働き方改革と勤務環境の整備

(1) 長時間勤務の是正

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症対応等により、全庁的な応援体制を組んだものの、多くの時間外勤務が生じたほか、規則で定める上限を上回る時間外勤務が行われている状況も見受けられました。

長時間勤務の是正に向け、管理職が適切な業務管理や業務の効率化・合理化等を行った上で、任命権者において業務量に応じた柔軟な対応を行うことが求められます。

(2) 柔軟な働き方への対応

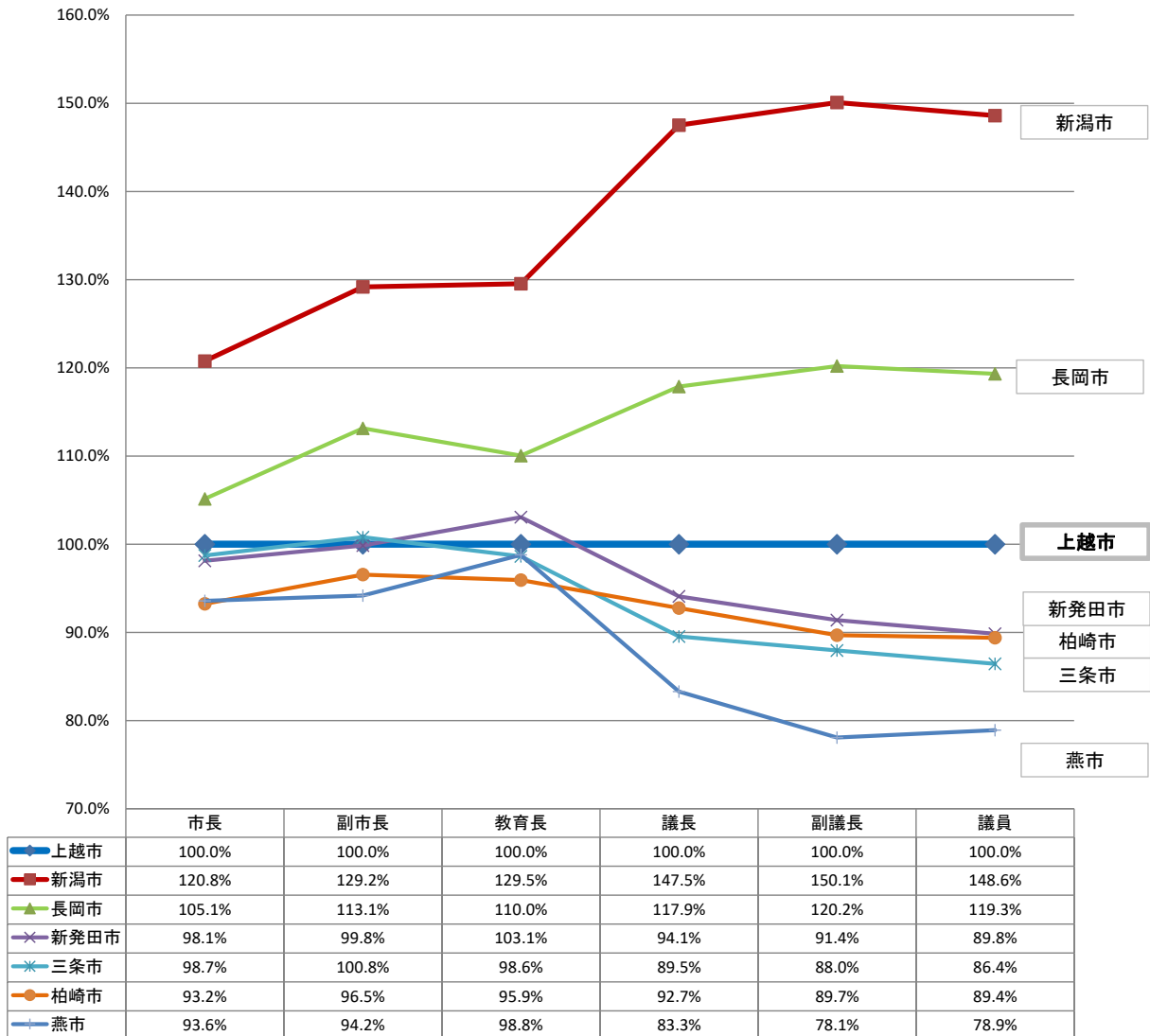
柔軟で多様な働き方に対応した勤務環境の整備や、生産性の高い働き方の実現に向け、業務の性質を見極めながら、テレワークの拡大に向けた取組を進める必要があります。

県内20市の特別職の報酬額等の状況（令和4年4月1日現在）

	住民基本台帳人口 (R4.4.1現在)			市長					副市長					教育長					議長					副議長					議員									
	人	順位	適用 年月日	給料月額		特例減 額措置	減額後の月額		適用 年月日	給料月額		特例減 額措置	減額後の月額		適用 年月日	給料月額		特例減 額措置	減額後の月額		適用 年月日	報酬月額		特例減 額措置	減額後の月額		適用 年月日	報酬月額		特例減 額措置	減額後の月額							
				円	順位		円	順位		円	順位		円	順位		円	順位		円	順位		円	順位		円	順位		円	順位		円	順位	円	順位	円	順位	円	順位
上越市	185,892	3	H28.4.1	966,300	3	△15%	821,355	12	H28.4.1	729,200	4	△10%	656,280	7	H29.7.27	630,700	4	-	630,700	3	H28.4.1	529,400	3	-	529,400	3	H28.4.1	468,400	3	-	468,400	3	H28.4.1	440,800	3	-	440,800	3
<small>当市のみ令和5年1月1日現在</small>																																						
新潟市	776,468	1	H28.4.1	1,167,000	1	-	1,167,000	1	H28.4.1	942,000	1	-	942,000	1	H23.4.1	817,000	1	-	817,000	1	H28.4.1	781,000	1	-	781,000	1	H28.4.1	703,000	1	-	703,000	1	H28.4.1	655,000	1	-	655,000	1
長岡市	262,387	2	H22.4.1	1,016,000	2	-	1,016,000	2	H22.4.1	825,000	2	-	825,000	2	H22.4.1	694,000	2	-	694,000	2	H27.5.1	624,000	2	-	624,000	2	H27.5.1	563,000	2	-	563,000	2	H27.5.1	526,000	2	-	526,000	2
三条市	94,146	5	H30.4.1	954,000	4	-	954,000	3	H30.4.1	735,000	3	-	735,000	3	H30.4.1	622,000	6	-	622,000	5	H30.4.1	474,000	6	-	474,000	6	H30.4.1	412,000	6	-	412,000	6	H30.4.1	381,000	6	-	381,000	6
柏崎市	79,668	6	H25.4.1	901,000	7	-	901,000	5	H25.4.1	704,000	6	-	704,000	4	H29.4.1	605,000	7	-	605,000	7	H16.4.1	491,000	5	-	491,000	5	H16.4.1	420,000	5	-	420,000	5	H16.4.1	394,000	5	-	394,000	5
新発田市	94,718	4	H9.4.1	948,000	5	△5%	900,600	6	H9.4.1	728,000	5	△5%	691,600	5	H27.4.1	650,000	3	△5%	617,500	6	H19.5.1	498,000	4	-	498,000	4	H19.5.1	428,000	4	-	428,000	4	H19.5.1	396,000	4	-	396,000	4
小千谷市	33,934	17	H28.4.1	851,000	9	-	851,000	8	H28.4.1	644,000	10	-	644,000	10	H28.4.1	568,000	12	-	568,000	12	H28.4.1	392,000	9	-	392,000	9	H28.4.1	322,000	9	-	322,000	9	R2.10.1	307,000	9	-	307,000	9
加茂市	25,390	20	H22.4.1	812,300	15	△15%	690,400	20	H22.4.1	622,200	15	△10%	559,900	20	H22.4.1	545,200	17	△5%	517,900	20	H17.12.1	375,900	15	△3%	364,600	16	H17.12.1	311,100	15	△3%	301,700	16	H17.12.1	293,100	15	△3%	284,300	16
十日町市	49,750	11	H17.4.1	833,200	10	-	833,200	9	H27.4.1	649,900	9	-	649,900	9	H17.4.1	592,700	9	-	592,700	9	H17.4.1	392,000	9	-	392,000	9	H17.4.1	316,000	13	-	316,000	13	H17.4.1	300,000	11	-	300,000	11
見附市	39,315	15	H29.4.1	803,700	16	-	803,700	15	H29.4.1	613,500	17	-	613,500	16	H18.4.1	601,500	8	-	601,500	8	H15.4.1	364,000	18	-	364,000	18	H15.4.1	305,000	16	-	305,000	15	H15.4.1	294,000	14	-	294,000	14
村上市	56,700	8	H30.4.1	800,400	18	-	800,400	17	H30.4.1	614,300	16	-	614,300	15	H30.4.1	545,400	16	-	545,400	16	H21.12.1	359,000	19	-	359,000	19	H21.12.1	295,000	19	-	295,000	19	H21.12.1	273,000	19	-	273,000	19
燕市	77,687	7	H31.4.1	904,100	6	-	904,100	4	H31.4.1	686,700	7	-	686,700	6	H31.4.1	623,000	5	-	623,000	4	R4.4.1	440,900	7	-	440,900	7	R4.4.1	365,700	7	-	365,700	7	R4.4.1	347,800	7	-	347,800	7
糸魚川市	40,171	14	H30.4.1	820,000	13	-	820,000	13	H30.4.1	630,000	13	-	630,000	13	H30.4.1	576,000	11	-	576,000	11	H30.4.1	387,000	13	-	387,000	13	H30.4.1	319,000	12	-	319,000	12	H30.4.1	300,000	11	-	300,000	11
妙高市	30,630	18	H28.4.1	801,200	17	-	801,200	16	H28.4.1	603,400	18	-	603,400	17	H28.4.1	528,100	20	-	528,100	19	H28.4.1	364,500	17	-	364,500	17	H28.4.1	297,200	18	-	297,200	18	H28.4.1	284,100	17	-	284,100	17
五泉市	47,776	12	H30.4.1	859,000	8	-	859,000	7	H30.4.1	655,000	8	-	655,000	8	H30.4.1	588,000	10	-	588,000	10	H30.4.1	405,000	8	-	405,000	8	H30.4.1	331,000	8	-	331,000	8	H30.4.1	313,000	8	-	313,000	8
阿賀野市	40,639	13	H28.4.1	829,000	11	-	829,000	10	H28.4.1	635,000	11	-	635,000	11	H28.5.22	560,000	15	-	560,000	15	R2.11.1	383,600	14	-	383,600	14	R2.11.1	312,700	14	-	312,700	14	R2.11.1	287,800	16	-	287,800	15
佐渡市	51,295	10	H28.4.1	750,000	20	-	750,000	19	H28.4.1	585,000	19	-	585,000	18	H29.5.8	530,000	18	-	530,000	17	H22.4.1	347,900	20	-	347,900	20	H22.4.1	285,100	20	-	285,100	20	H22.4.1	268,200	20	-	268,200	20
魚沼市	34,125	16	H22.4.1	780,000	19	-	780,000	18	H22.4.1	585,000	19	-	585,000	18	H22.4.1	530,000	18	-	530,000	17	H17.7.3	390,000	12	-	390,000	12	H17.7.3	320,000	11	-	320,000	11	H17.7.3	300,000	11	-	300,000	11
南魚沼市	54,332	9	H30.4.1	823,300	12	-	823,300	11	H30.4.1	627,800	14	-	627,800	14	H30.4.1	564,800	13	-	564,800	13	H30.4.1	392,000	9	-	392,000	9	H30.4.1	322,000	9	-	322,000	9	H30.4.1	305,000	10	-	305,000	10
胎内市	27,851	19	H17.9.1	815,000	14	-	815,000	14	H17.9.1	635,000	11	-	635,000	11	H27.12.1	564,000	14	-	564,000	14	H30.10.1	365,000	16	-	365,000	15	H30.10.1	301,000	17	-	301,000	17	H30.10.1	275,000	18	-	275,000	18

- 上越市と県内他市(人口7万人以上)との給料(報酬)月額について比較するもの
- 上越市の給料(報酬)月額を100%として比較

上越市と県内他市(人口7万人以上)との給料(報酬)月額の比較



○上越市の給料(報酬)月額との比較

項目	市長	副市長	教育長	議長	副議長	議員
上越市	966,300	729,200	630,700	529,400	468,400	440,800
(差額)	-	-	-	-	-	-
新潟市	1,167,000	942,000	817,000	781,000	703,000	655,000
(差額)	200,700	212,800	186,300	251,600	234,600	214,200
長岡市	1,016,000	825,000	694,000	624,000	563,000	526,000
(差額)	49,700	95,800	63,300	94,600	94,600	85,200
新発田市	948,000	728,000	650,000	498,000	428,000	396,000
(差額)	△ 18,300	△ 1,200	19,300	△ 31,400	△ 40,400	△ 44,800
三條市	954,000	735,000	622,000	474,000	412,000	381,000
(差額)	△ 12,300	5,800	△ 8,700	△ 55,400	△ 56,400	△ 59,800
柏崎市	901,000	704,000	605,000	491,000	420,000	394,000
(差額)	△ 65,300	△ 25,200	△ 25,700	△ 38,400	△ 48,400	△ 46,800
燕市	904,100	686,700	623,000	440,900	365,700	347,800
(差額)	△ 62,200	△ 42,500	△ 7,700	△ 88,500	△ 102,700	△ 93,000

施行時特例市23市の特別職の報酬額等の状況（令和4年4月1日現在）

	住民基本台帳人口 (R4.4.1現在)		市 長						副 市 長						教 育 長						議 長						副 議 長						議 員					
	人	順位	適 用 年月日	給料月額		減額 措置	減額後月額		適 用 年月日	給料月額		減額 措置	減額後月額		適 用 年月日	給料月額		減額 措置	減額後月額		適 用 年月日	報酬月額		減額 措置	減額後月額		適 用 年月日	報酬月額		減額 措置	減額後月額		適 用 年月日	報酬月額		減額 措置	減額後月額	
				円	順位		円	順位		円	順位		円	順位		円	順位		円	順位		円	順位		円	順位		円	順位		円	順位		円	順位		円	順位
上 越 市	185,892	23	H28.4.1	966,300	17	△15%	821,355	21	H28.4.1	729,200	23	△10%	656,280	23	H29.7.27	630,700	23	-	630,700	23	H28.4.1	529,400	23	-	529,400	23	H28.4.1	468,400	22	-	468,400	22	H28.4.1	440,800	22	-	440,800	22
当市のみ令和5年1月1日現在																																						
つくば市 (茨城県)	247,399	10	H6.4.1	927,000	22	-	927,000	19	H6.4.1	762,000	22	-	762,000	21	H6.4.1	680,000	21	-	680,000	20	H6.4.1	547,000	19	-	547,000	19	H6.4.1	480,000	19	-	480,000	19	H6.4.1	447,000	21	-	447,000	21
伊勢崎市 (群馬県)	212,178	18	H21.12.1	964,000	18	-	964,000	16	H21.12.1	812,000	15	-	812,000	15	H21.12.1	693,000	18	-	693,000	17	H17.1.1	555,000	17	-	555,000	17	H17.1.1	505,000	15	-	505,000	15	H17.1.1	485,000	13	-	485,000	13
大田市 (群馬県)	222,562	17	H17.3.28	1,010,000	9	-	1,010,000	8	H17.3.28	855,000	8	-	855,000	7	H17.3.28	735,000	11	-	735,000	10	H19.4.1	560,000	15	-	560,000	15	H19.4.1	515,000	13	-	515,000	13	H19.4.1	485,000	13	-	485,000	13
熊谷市 (埼玉県)	193,446	19	H25.1.1	920,000	23	-	920,000	20	H25.1.1	776,000	19	-	776,000	18	H25.1.1	718,000	14	-	718,000	14	H25.1.1	542,000	20	-	542,000	20	H25.1.1	470,000	21	-	470,000	21	H25.1.1	450,000	19	-	450,000	19
所沢市 (埼玉県)	343,752	1	H21.4.1	1,029,000	7	-	1,029,000	6	H21.4.1	876,000	5	-	876,000	4	H21.4.1	781,000	2	-	781,000	2	H8.4.1	660,000	6	-	660,000	6	H8.4.1	580,000	9	-	580,000	9	H8.4.1	560,000	6	-	560,000	5
春日部市 (埼玉県)	232,400	13	H22.4.1	982,000	16	△50%	491,000	23	H22.4.1	832,000	10	-	832,000	9	H22.4.1	761,000	6	-	761,000	6	H22.4.1	537,000	22	-	537,000	22	H22.4.1	478,000	20	-	478,000	20	H22.4.1	450,000	19	-	450,000	19
草加市 (埼玉県)	250,643	8	H30.10.29	1,040,000	5	-	1,040,000	4	H30.10.29	875,000	6	-	875,000	5	H30.10.29	750,000	8	-	750,000	7	H12.4.1	540,000	21	-	540,000	21	H12.4.1	505,000	15	-	505,000	15	H12.4.1	470,000	16	-	470,000	16
平塚市 (神奈川県)	257,274	7	H16.4.1	997,000	11	-	997,000	10	H16.4.1	829,000	11	-	829,000	10	H16.4.1	726,000	12	-	726,000	11	H16.4.1	615,000	11	-	615,000	11	H16.4.1	540,000	11	-	540,000	11	H16.4.1	502,000	11	-	502,000	11
小田原市 (神奈川県)	188,224	22	H16.4.1	988,000	14	-	988,000	13	H16.4.1	817,000	14	-	817,000	14	H16.4.1	706,000	15	-	706,000	15	H16.4.1	586,000	13	-	586,000	13	H16.4.1	511,000	14	-	511,000	14	H16.4.1	475,000	15	-	475,000	15
茅ヶ崎市 (神奈川県)	243,670	11	H20.10.1	930,000	21	-	930,000	18	H20.10.1	763,000	21	-	763,000	20	H27.4.1	692,000	19	-	692,000	18	H10.7.1	560,000	15	-	560,000	15	H10.7.1	484,000	18	-	484,000	18	H10.7.1	453,000	17	-	453,000	17
厚木市 (神奈川県)	223,506	16	H17.12.1	958,000	19	△30%	670,600	22	H17.12.1	780,000	18	△13%	678,600	22	H27.10.1	706,000	15	△7%	656,580	22	H8.4.1	566,000	14	-	566,000	14	H8.4.1	490,000	17	-	490,000	17	H8.4.1	452,000	18	-	452,000	18
大和市 (神奈川県)	241,565	12	H22.12.1	943,000	20	-	943,000	17	H22.12.1	764,000	20	-	764,000	19	H22.12.1	682,000	20	-	682,000	19	H22.12.1	549,000	18	-	549,000	18	H22.12.1	466,000	23	-	466,000	23	H22.12.1	439,000	23	-	439,000	23
長岡市 (新潟県)	262,387	5	H22.4.1	1,016,000	8	-	1,016,000	7	H22.4.1	825,000	12	-	825,000	11	H22.4.1	694,000	17	-	694,000	16	H27.5.1	624,000	10	-	624,000	10	H27.5.1	563,000	10	-	563,000	10	H27.5.1	526,000	9	-	526,000	9
沼津市 (静岡県)	190,417	20	H19.4.1	1,005,000	10	-	1,005,000	9	H19.4.1	800,000	16	-	800,000	16	H27.4.1	725,000	13	-	725,000	12	H19.4.1	600,000	12	-	600,000	12	H19.4.1	537,000	12	-	537,000	12	H19.4.1	493,000	12	-	493,000	12
富士市 (静岡県)	250,030	9	H25.4.1	990,000	12	-	990,000	11	H25.4.1	800,000	16	-	800,000	16	H27.12.24	742,000	10	-	742,000	9	H25.4.1	653,000	8	-	653,000	8	H25.4.1	594,000	7	-	594,000	7	H25.4.1	524,000	10	-	524,000	10
春日井市 (愛知県)	309,011	3	H30.4.1	1,072,000	4	-	1,072,000	3	H30.4.1	894,000	3	-	894,000	3	H30.4.1	779,000	3	-	779,000	3	H30.4.1	646,000	9	-	646,000	9	H30.4.1	584,000	8	-	584,000	8	H30.4.1	536,000	8	-	536,000	8
四日市市 (三重県)	309,338	2	R2.4.1	1,120,000	1	-	1,120,000	1	R2.4.1	911,000	1	-	911,000	1	R2.4.1	767,000	5	-	767,000	5	H30.4.1	693,000	3	-	693,000	2	H30.4.1	631,000	3	-	631,000	2	H30.4.1	591,000	3	-	591,000	3
岸和田市 (大阪府)	190,148	21	H30.4.1	990,000	12	-	990,000	11	H30.4.1	850,000	9	-	850,000	8	H30.4.1	750,000	8	-	750,000	7	H30.4.1	660,000	6	-	660,000	6	H30.4.1	630,000	4	-	630,000	3	H30.4.1	600,000	2	-	600,000	2
茨木市 (大阪府)	283,678	4	H30.4.1	983,000	15	-	983,000	14	H30.4.1	858,000	7	-	858,000	6	H30.4.1	785,000	1	-	785,000	1	H23.4.1	758,000	1	-	758,000	1	H23.4.1	708,000	1	-	708,000	1	H23.4.1	664,000	1	-	664,000	1
加古川市 (兵庫県)	260,868	6	R2.4.1	1,094,000	2	-	1,094,000	2	R2.4.1	904,000	2	-	904,000	2	R2.4.1	779,000	3	-	779,000	3	R2.4.1	673,000	5	-	673,000	5	R2.4.1	610,000	5	-	610,000	4	R2.4.1	563,000	5	-	563,000	4
宝塚市 (兵庫県)	231,601	14	R3.5.1	1,072,400	3	△10%	965,100	15	R3.5.1	881,100	4	△7%	819,400	13	R3.5.1	758,100	7	△5%	720,100	13	R3.5.1	702,400	2	△5%	676,100	4	R3.5.1	631,100	2	△5%	607,400	5	R3.5.1	579,400	4	△5%	557,700	6
佐賀市 (佐賀県)	229,433	15	H24.4.1	1,039,000	6	-	1,039,000	5	H24.4.1	820,000	13	-	820,000	12	H24.4.1	679,000	22	-	679,000	21	H24.4.1	692,000	4	-	692,000	3	H24.4.1	607,000	6	-	607,000	6	H24.4.1	553,000	7	-	553,000	7

※施行時特例市:法定人口が20万人以上を条件とする特例市(H12.4.1施行)が、平成27年4月1日の特例市制度廃止により、特例的に施行時特例市に移行。
 ※都道府県の事務権限の一部が市へ委譲され、事務執行の財源として地方交付税が増額される(委譲事務:都市計画に関する事務、環境保全行政に関する事務等)

県内他団体（県、他市19市）の動向

（令和5年1月16日時点）

●特別職の報酬等の審議状況

団体名	審議会		審議結果 (答申内容)	取扱方針 (予定含む)
	開催	開催期日		
新潟県	予定なし	—	<据置>	—
新潟市	開催済	令和4年11月2日	<据置>	俸給・報酬月額及び期末手当は据置
長岡市	する	令和5年1月31日	—	未定
三条市	する	令和5年1月27日	—	未定
柏崎市	開催済	令和4年10月19日	<引上げ>	給料・報酬月額を1.7%程度引上げ
新発田市	開催済	令和4年12月20日	<据置>	給料・報酬月額は据置、期末手当は0.10月引上げ
小千谷市	予定なし	—	<据置>	—
加茂市	予定なし	—	<据置>	—
十日町市	する	令和5年1月26日	—	未定
見附市	する	令和5年2月中	—	未定
村上市	予定なし	—	<据置>	—
燕市	開催済	令和5年1月13日	<引上げ>	三役の給料月額を2.0%、議員の報酬月額を3.0%引上げ
糸魚川市	する	令和5年1月17日	—	未定
妙高市	する	令和5年2月上旬	—	未定
五泉市	する	令和5年1月17日	—	未定
阿賀野市	する	令和5年2月上旬	—	未定
佐渡市	開催済	令和5年1月10日	<据置>	—
魚沼市	する	令和5年1月26日	—	未定
南魚沼市	予定なし	—	<据置>	—
胎内市	予定なし	—	<据置>	—

●特別職の報酬等の審議状況（まとめ）

		団体数	団体名
開催	据置	3	新潟市、新発田市、佐渡市
	引上げ	2	柏崎市、燕市
	引下げ	0	
	未定	9	長岡市、三条市、十日町市、見附市、糸魚川市、妙高市、五泉市、阿賀野市、魚沼市
開催予定なし(据置)		6	新潟県、小千谷市、加茂市、村上市、南魚沼市、胎内市

《参考》特例減額措置を実施する団体

団体名	内容	期間
上越市	市長15%、副市長10%	市長の任期中
新潟県	知事20%、副知事15%、教育長15% 議長・副議長含む議員10%	R1年11月からR6年3月まで ※1 (4年5か月)
新発田市	市長5%、副市長5%、教育長5%	H31年4月からR4年11月まで (3年8か月)
加茂市	市長15%、副市長10%、教育長5%、 議長・副議長含む議員3%	R1年8月からR5年5月まで ※2 (3年10か月)

※1 議員はR1年11月からR5年4月まで
 ※2 教育長はR1年8月からR5年3月まで
 議員はR2年1月からR5年4月まで

上越市における特別職報酬等の改定経過

(単位：円)

年度	市 長		副市長 (助役)		教育長		議 長		副 議 長		議 員	
	給料月額	改定額 (改定率)	給料月額	改定額 (改定率)	給料月額	改定額 (改定率)	報酬月額	改定額 (改定率)	報酬月額	改定額 (改定率)	報酬月額	改定額 (改定率)
平成21年度	978,000	—	734,000	—	/	/	536,000	—	474,000	—	446,000	—
平成22年度	975,000	▲3,000 (▲0.3%)	731,700	▲2,300 (▲0.3%)	/	/	534,300	▲1,700 (▲0.3%)	472,500	▲1,500 (▲0.3%)	444,600	▲1,400 (▲0.3%)
平成23年度	962,300	▲12,700 (▲1.3%)	722,200	▲9,500 (▲1.3%)	/	/	527,400	▲6,900 (▲1.3%)	466,400	▲6,100 (▲1.3%)	438,800	▲5,800 (▲1.3%)
↓	↓	—	↓	—	/	/	↓	—	↓	—	↓	—
平成28年度	966,300	4,000 (+0.4%)	729,200	7,000 (+1.0%)	/	/	529,400	2,000 (+0.4%)	468,400	2,000 (+0.4%)	440,800	2,000 (+0.4%)
平成29年度	↓	—	↓	—	630,700	—	↓	—	↓	—	↓	—
↓	↓	—	↓	—	↓	—	↓	—	↓	—	↓	—
令和4年度	↓	—	↓	—	↓	—	↓	—	↓	—	↓	—

＜参考＞一般職及び国県の特別職の改定状況

年度	一般職				特別職 [※]	
	人事院勧告	新潟県人事委員会勧告	上越市	改定月	国	新潟県
平成21年度	若年層を除く職員の引下げ (平均▲0.2%)	国 と 同 様	県準拠	H21.12～	引下げ (▲0.3%)	↓
平成22年度	若年層を除く職員の引下げ (平均▲0.1%) ※55歳を超える職員はさらに ▲1.5%	国と同様の給料表の改定をした上で、3級以上 ▲1.18%	〃	H22.12～	引下げ (▲0.2%)	↓
平成23年度	40歳以上の職員を対象に引下げ (平均▲0.23%)	据 置 き	〃	—	引下げ (▲0.5%)	↓
平成24年度	据 置 き	民間給与格差に基づく給与改定は行わず、3級以上 ▲1.09%	〃	H25.4～	↓	↓
平成25年度	据 置 き	民間給与格差に基づく給与改定は行わず、3級以上 ▲1.03%	〃	—	↓	↓
平成26年度	若年層に限定した引上げ (平均+0.3%)	若年層に限定した引上げ (平均+0.1%)	〃	H26.4～	↓	↓
	一部若年層職員を除き引下げ (平均▲2%)	一部若年層職員を除き引下げ (平均▲1.4%)		H27.4～		
平成27年度	若年層を重点に全級号俸の月額を引上げ (平均+0.4%)	国と同様 (平均+0.11%)	〃	H27.4～	引上げ (+0.1%)	引上げ (+0.1%)
平成28年度	若年層を重点に全級号俸の月額を引上げ (平均+0.2%)	国と同様 (平均+0.14%)	〃	H28.4～	↓	引上げ (+0.4%)
平成29年度	若年層を重点に全級号俸の月額を引上げ (平均+0.2%)	国と同様 (平均+0.12%)	〃	H29.4～	↓	引上げ (+0.8%)
平成30年度	若年層を重点に全級号俸の月額を引上げ (平均+0.2%)	国と同様 (平均+0.15%)	〃	H30.4～	↓	引上げ (+0.8%)
令和元年度	若年層職員の月額を引上げ (平均+0.1%)	国と同様 (平均+0.08%)	〃	H31.4～	↓	引上げ (+0.8%)
令和2年度	据 置 き	据 置 き	〃	—	↓	↓
令和3年度	据 置 き	据 置 き	〃	—	↓	↓
令和4年度	初任給及び若年層職員の月額を引上げ (平均+0.3%)	国と同様 (平均+0.16%)	〃	R4.4～	↓	↓

※国及び県の特別職は、国は内閣総理大臣等の俸給月額、県は知事等の給料月額の改定状況

上越市の経済状況

令和4年11月4日

市内経済の基調判断

市内経済は、改善の動きがみられるものの、物価高騰や新型コロナウイルスの感染状況が市内経済へ及ぼす影響に留意する必要がある。

雇用については、雇用調整助成金の活用など市内企業の努力により確保されている一方で、人手不足感が強まりつつある。

【景況感】 改善の動きがみられるものの、物価高騰の影響により今後の状況が不透明であることから、先行きへの不安感が高い。

【金融】 国・県・市・商工団体などの支援により、資金繰りは安定しているものの、今後の消費、需給の動向、物価高騰により悪化が懸念される。
設備投資は、全国平均を上回る水準にあるものの、物価高騰の影響により減速がみられる。

【製造業】 回復基調にあるものの、物価高騰により先行きへの不安感が高い。

【建設業】 持ち直しの動きが見られるものの、物価高騰の影響により先行きへの不安感が高い。

【小売業・サービス業】 持ち直しの動きがみられるものの、依然として厳しい状況にあり、物価高騰により今後の状況が不透明であることから、先行きへの不安感が高い。

【雇用】 ハローワーク上越管内の有効求人倍率は、一時の新型コロナウイルス感染症の影響による落ち込みから回復し、人手不足感が強まりつつある。

最近の雇用失業情勢(令和4年11月分)

ハローワーク上越

1 求人・求職の状況(新規学卒者を除き、パートを含む全数)

- ① 求人：前年同月比で新規求人は1.8%増加し、有効求人は5.7%増加した。
 - ② 求職：前年同月比で新規求職者は6.0%減少し、有効求職者は1.6%減少した。
 - ③ 求人倍率：新規求人倍率は前年同月より0.17ポイント上昇し、有効求人倍率は前年同月より0.11ポイント上昇した。
- (注) 新潟県求人倍率は季節調整済みの数値。

	新 規						有 効					
	求 人		求 職		新規求人倍率		求 人		求 職		有効求人倍率	
	人	前年同月比 %	人	前年同月比 %	上越所 倍	新潟県 倍	人	前年同月比 %	人	前年同月比 %	上越所 倍	新潟県 倍
29年度	22,488	9.8	11,985	▲ 11.3	1.88	2.15	59,888	13.2	43,744	▲ 9.0	1.37	1.56
30年度	22,916	1.9	11,584	▲ 3.3	1.98	2.28	63,552	6.1	42,601	▲ 2.6	1.49	1.70
元年度	21,888	▲ 4.5	10,882	▲ 6.1	2.01	2.20	61,237	▲ 3.6	43,405	1.9	1.41	1.59
2年度	19,416	▲ 11.3	10,301	▲ 5.3	1.88	1.93	52,560	▲ 14.2	44,852	3.3	1.17	1.22
3年度	20,391	5.0	9,927	▲ 3.6	2.05	2.22	57,314	9.0	42,222	▲ 5.9	1.36	1.41
令和3年11月	1,634	17.6	798	7.4	2.05	2.20	4,877	8.2	3,289	▲ 12.2	1.48	1.44
12月	2,006	20.8	750	▲ 0.4	2.67	2.30	5,127	10.3	3,220	▲ 10.8	1.59	1.44
令和4年1月	1,693	▲ 0.5	962	22.9	1.76	2.44	5,007	12.4	3,407	▲ 3.6	1.47	1.52
2月	1,738	14.6	778	▲ 8.7	2.23	2.46	5,115	15.2	3,388	▲ 7.5	1.51	1.54
3月	2,146	▲ 5.6	1,015	▲ 11.4	2.11	2.30	5,438	6.8	3,650	▲ 9.5	1.49	1.51
4月	1,609	8.9	1,106	▲ 10.0	1.45	2.46	5,002	8.1	3,738	▲ 10.2	1.34	1.55
5月	1,671	27.7	802	12.8	2.08	2.40	4,982	12.5	3,734	▲ 5.2	1.33	1.56
6月	2,089	3.1	796	1.5	2.62	2.40	5,188	11.6	3,629	▲ 1.9	1.43	1.58
7月	1,726	15.7	714	▲ 1.7	2.42	2.72	5,142	14.3	3,418	▲ 0.4	1.50	1.63
8月	1,648	26.2	725	11.5	2.27	2.45	5,157	16.2	3,412	0.9	1.51	1.63
9月	1,989	8.1	831	9.3	2.39	2.46	5,233	16.2	3,441	1.3	1.52	1.63
10月	1,778	3.1	724	▲ 5.2	2.46	2.46	5,182	12.6	3,273	0.6	1.58	1.59
11月	1,663	1.8	750	▲ 6.0	2.22	2.46	5,156	5.7	3,237	▲ 1.6	1.59	1.57

2 求人・求職の状況(パートを除く常用)

- ① 求人：前年同月比で新規求人は0.9%減少し、有効求人は2.0%増加した。
- ② 求職：前年同月比で新規求職者は4.6%減少し、有効求職者は3.3%減少した。
- ③ 求人倍率：新規求人倍率は前年同月より0.08ポイント上昇し、有効求人倍率は前年同月より0.09ポイント上昇した。

	新 規					有 効				
	求 人		求 職		新規求人倍率 倍	求 人		求 職		有効求人倍率 倍
	人	前年同月比 %	人	前年同月比 %		人	前年同月比 %	人	前年同月比 %	
29年度	12,506	10.3	7,199	▲ 10.8	1.74	34,177	14.2	26,039	▲ 9.9	1.31
30年度	13,069	4.5	7,003	▲ 2.7	1.87	37,093	8.5	25,238	▲ 3.1	1.47
元年度	12,767	▲ 2.3	6,263	▲ 10.6	2.04	36,382	▲ 1.9	24,692	▲ 2.2	1.47
2年度	11,801	▲ 7.6	5,793	▲ 7.5	2.04	33,425	▲ 8.1	24,819	0.5	1.35
3年度	12,756	8.1	5,750	▲ 0.7	2.22	37,057	10.9	23,441	▲ 5.6	1.58
令和3年11月	949	8.7	455	8.9	2.09	3,104	12.0	1,862	▲ 9.7	1.67
12月	1,197	15.7	402	3.6	2.98	3,176	12.2	1,817	▲ 8.0	1.75
令和4年1月	991	23.1	504	29.9	1.97	3,010	15.3	1,857	▲ 1.7	1.62
2月	1,062	10.7	477	▲ 8.3	2.23	3,141	14.5	1,855	▲ 7.3	1.69
3月	1,385	▲ 3.6	605	▲ 6.8	2.29	3,446	8.0	2,038	▲ 7.2	1.69
4月	1,022	9.2	573	▲ 7.0	1.78	3,278	7.1	2,032	▲ 10.6	1.61
5月	1,039	24.4	446	10.9	2.33	3,273	10.1	1,996	▲ 5.3	1.64
6月	1,369	6.0	471	1.3	2.91	3,414	11.7	1,945	▲ 1.7	1.76
7月	1,084	11.4	422	▲ 8.5	2.57	3,342	11.9	1,863	▲ 2.3	1.79
8月	1,044	23.3	463	10.0	2.25	3,352	13.5	1,922	0.2	1.74
9月	1,297	2.0	493	5.8	2.63	3,450	11.1	1,943	▲ 0.4	1.78
10月	1,044	2.6	453	▲ 4.8	2.30	3,306	8.6	1,869	▲ 0.4	1.77
11月	940	▲ 0.9	434	▲ 4.6	2.17	3,166	2.0	1,801	▲ 3.3	1.76

出典：厚生労働省新潟労働局職業安定部ホームページ

県内20市の納税義務者一人当たりの課税対象所得の推移

※ 上段 一人当たりの課税対象所得
 ※ 下段 県内順位

【単位:千円】

市名	平成28年度	前年比	平成29年度	前年比	平成30年度	前年比	令和元年度	前年比	令和2年度	前年比	令和3年度	前年比
上越市	2,814	1.30%	2,830	0.57%	2,859	1.03%	2,875	0.56%	2,874	-0.03%	2,981	3.72%
	2位		2位		2位		3位		3位		2位	
新潟市	2,942	1.33%	3,001	1.98%	3,041	1.36%	3,057	0.51%	3,011	-1.50%	3,120	3.62%
	1位		1位		1位		1位		1位		1位	
長岡市	2,805	2.94%	2,819	0.51%	2,849	1.05%	2,886	1.30%	2,893	0.24%	2,926	1.14%
	4位		3位		3位		2位		2位		3位	
三条市	2,811	6.27%	2,740	-2.54%	2,759	0.71%	2,802	1.56%	2,841	1.39%	2,879	1.34%
	3位		6位		6位		5位		4位		4位	
柏崎市	2,771	1.68%	2,789	0.65%	2,806	0.61%	2,812	0.21%	2,797	-0.53%	2,869	2.57%
	5位		4位		4位		4位		5位		5位	
新発田市	2,596	1.32%	2,638	1.62%	2,643	0.18%	2,656	0.49%	2,691	1.32%	2,740	1.82%
	7位		7位		7位		8位		7位		8位	
小千谷市	2,573	2.92%	2,578	0.21%	2,602	0.93%	2,657	2.11%	2,637	-0.75%	2,687	1.90%
	8位		9位		9位		7位		9位		10位	
加茂市	2,444	-3.22%	2,448	0.18%	2,482	1.39%	2,524	1.69%	2,510	-0.55%	2,589	2.35%
	15位		15位		15位		14位		14位		17位	
十日町市	2,402	1.34%	2,422	0.86%	2,434	0.50%	2,469	1.42%	2,451	-0.73%	2,579	5.22%
	18位		18位		19位		16位		20位		14位	
見附市	2,506	2.45%	2,512	0.22%	2,561	1.98%	2,605	1.71%	2,581	-0.92%	2,644	2.44%
	12位		11位		12位		11位		11位		12位	
村上市	2,416	1.95%	2,447	1.28%	2,432	-0.62%	2,456	0.99%	2,482	1.06%	2,552	2.82%
	16位		16位		20位		19位		18位		20位	
燕市	2,703	2.78%	2,749	1.69%	2,765	0.61%	2,786	0.75%	2,790	0.14%	2,845	1.97%
	6位		5位		5位		6位		6位		6位	
糸魚川市	2,540	1.29%	2,586	1.80%	2,604	0.71%	2,649	1.72%	2,667	0.68%	2,772	3.94%
	10位		8位		8位		9位		8位		7位	
妙高市	2,570	-0.39%	2,566	-0.16%	2,598	1.26%	2,622	0.92%	2,628	0.23%	2,725	3.69%
	9位		10位		10位		10位		10位		9位	
五泉市	2,354	0.48%	2,407	2.26%	2,439	1.33%	2,469	1.23%	2,499	1.22%	2,561	2.48%
	20位		20位		18位		16位		16位		18位	
阿賀野市	2,402	0.56%	2,435	1.39%	2,449	0.58%	2,465	0.65%	2,484	0.77%	2,572	3.54%
	19位		17位		17位		18位		17位		16位	
佐渡市	2,410	-0.14%	2,407	-0.12%	2,452	1.86%	2,452	0.00%	2,472	0.82%	2,558	3.48%
	17位		19位		16位		20位		19位		19位	
魚沼市	2,453	2.04%	2,459	0.25%	2,484	1.00%	2,504	0.81%	2,504	0.00%	2,577	2.92%
	14位		14位		14位		15位		15位		15位	
南魚沼市	2,535	2.96%	2,508	-1.08%	2,582	2.97%	2,546	-1.40%	2,565	0.75%	2,641	2.96%
	11位		13位		11位		12位		12位		13位	
胎内市	2,498	1.25%	2,511	0.52%	2,530	0.74%	2,546	0.63%	2,553	0.27%	2,664	4.35%
	13位		12位		13位		12位		13位		11位	

※納税義務者一人当たりの課税対象所得：全課税対象所得から全納税義務者数を除した値

※引用元：内閣府 経済・財政と暮らしの指標「見える化ポータルサイト」URL：<https://www.b.cao.go.jp/ittaikakaku/mieruka/index.php>

消費者物価指数（令和2年基準）の概況

【全 国】

区 分	概況値	出 典
総合指数	令和2年を100として 103.9 令和3年同月期と比較して3.8pt 上昇	*総務省統計局「2020年基準消費者物価指数全国 2022年(令和4年)11月分」より引用
生鮮食品を除く総合指数	令和2年を100として 103.8 令和3年同月期と比較して3.7pt 上昇	
生鮮食品及びエネルギーを除く総合指数	平成2年を100として 102.0 令和3年同月期と比較して2.8pt 上昇	

【新潟市】

区 分	概況値	出 典
総合指数	令和2年を100として 103.4 令和3年同月期と比較して3.8pt 上昇	*新潟県総務管理部長計課「新潟市消費者物価指数(令和4年11月確報)」より引用
生鮮食品を除く総合指数	令和2年を100として 103.3 令和3年同月期と比較して3.7pt 上昇	
食料(酒類を除く)及びエネルギーを除く総合指数	令和2年を100として 99.2 令和3年同月期と比較して1.5pt 下落	

消費者物価指数

全国の世帯が購入する財及びサービスの価格変動を総合的に測定し、物価の変動を時系列的に測定するもので、家計の消費構造を一定のものに固定し、これに要する費用が物価の変動によってどう変化するかを指数値で示したもの。

(生計費の変化を測定するものではない。)

指数の基準年

基準年は、西暦年の末尾が0と5の年を基準時として、5年ごとに改定(基準改定)しています。その際、併せて指数に採用する品目などの見直しも行っている。

※令和3年(2021年)8月に令和2年(2020年)基準へ切替え

上越市普通会計決算状況の推移（過去10年分：平成24年度～令和3年度）

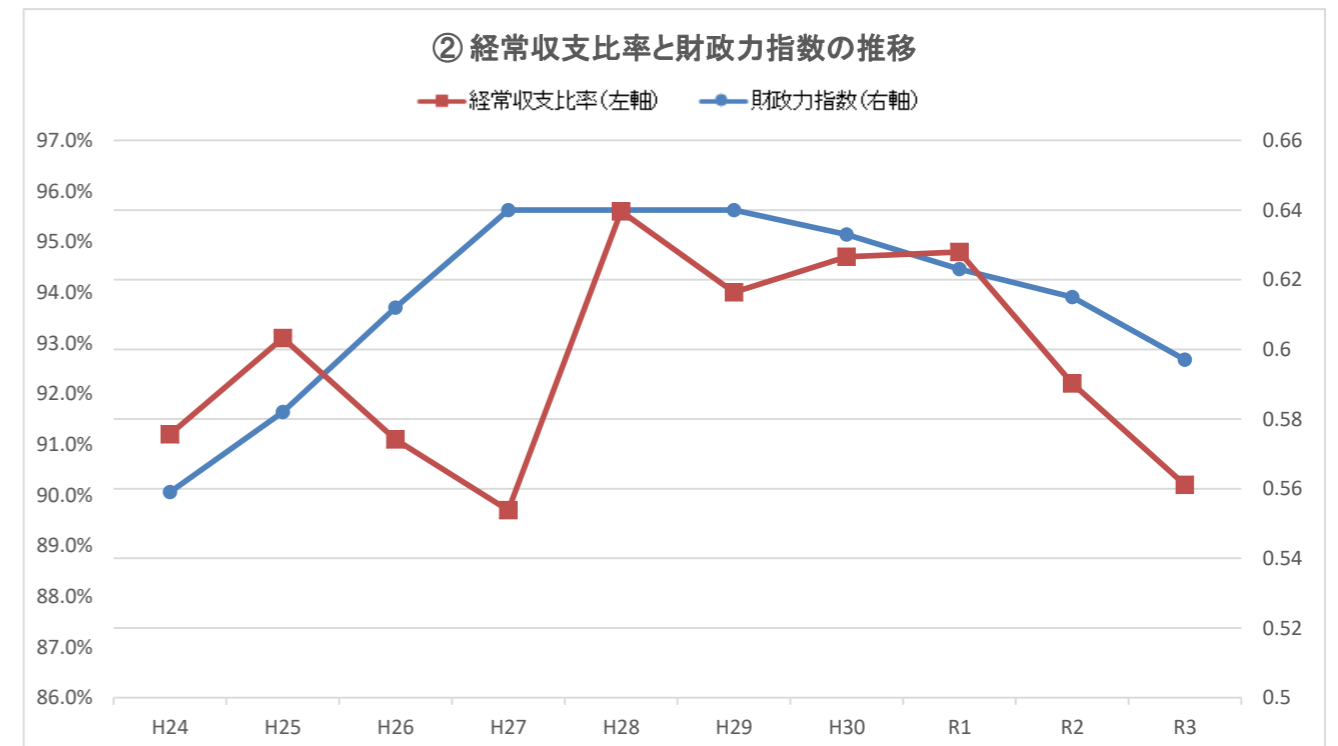
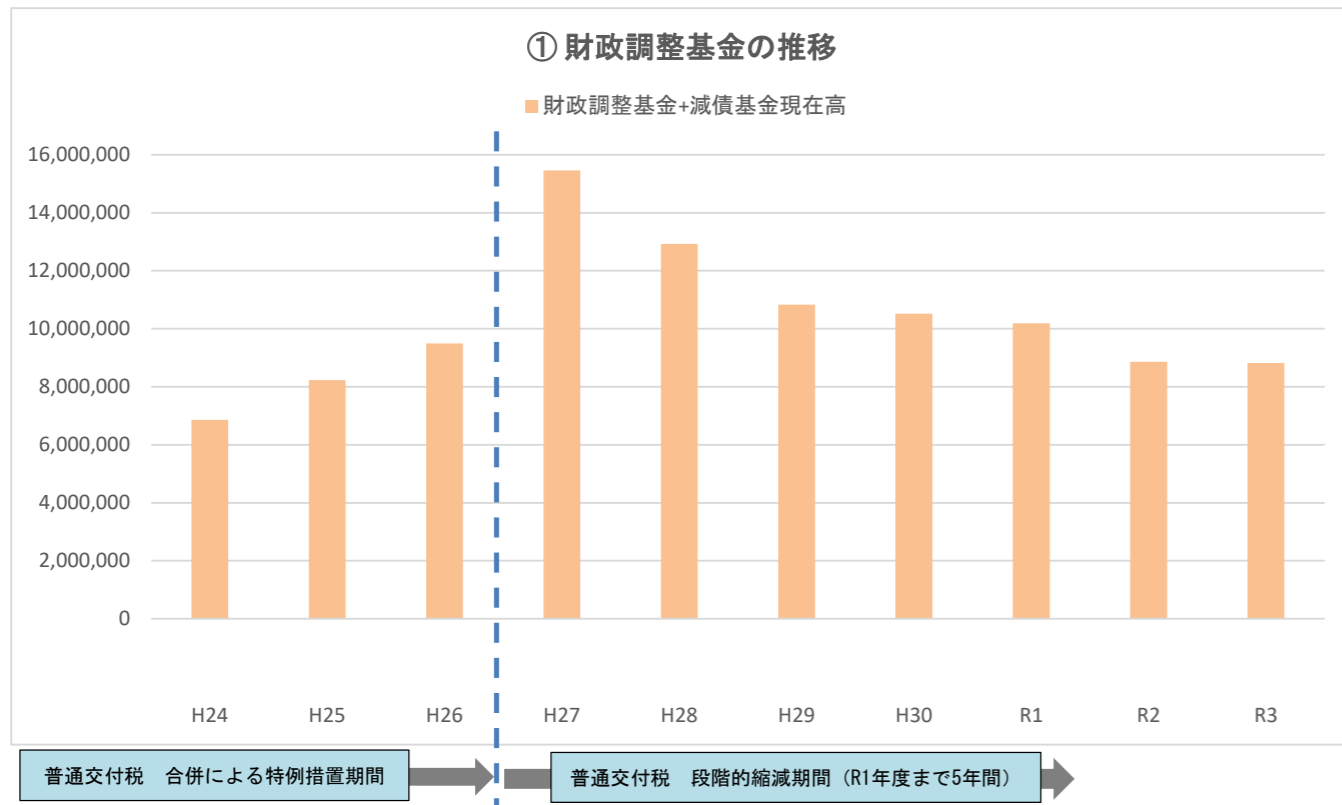
（単位：千円）

区分	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
歳入総額	128,239,124	111,273,605	113,188,150	104,643,145	111,785,834	113,983,722	100,669,650	102,378,761	122,450,668	110,213,262
歳出総額	123,709,809	106,846,588	108,326,199	102,504,280	109,304,704	109,458,074	96,613,117	97,972,706	117,633,219	103,971,849
歳入歳出差引	4,529,315	4,427,017	4,861,951	2,138,865	2,481,130	4,525,648	4,056,533	4,406,055	4,817,449	6,241,413
実質収支※ ¹	3,811,116	3,589,570	4,356,403	1,849,769	1,831,402	3,275,102	3,071,240	3,811,335	4,347,292	4,784,600
実質収支比率※ ²	6.4%	6.0%	7.3%	3.1%	3.2%	5.8%	5.4%	6.8%	7.6%	8.0%
財政調整基金+減債基金現在高※ ³	6,857,186	8,228,746	9,497,010	15,456,881	12,925,333	10,835,350	10,520,023	10,188,899	8,860,733	8,821,383
前年度比	6,857,186	1,371,560	1,268,264	5,959,871	▲ 2,531,548	▲ 2,089,983	▲ 315,327	▲ 331,124	▲ 1,328,166	▲ 39,350
経常収支比率※ ⁴	91.2%	93.1%	91.1%	89.7%	95.6%	94.0%	94.7%	94.8%	92.2%	90.2%
人件費	23.8%	24.3%	23.7%	23.8%	24.8%	24.2%	24.5%	23.7%	23.8%	22.9%
財政力指数※ ⁵	0.559	0.582	0.612	0.640	0.640	0.640	0.633	0.623	0.615	0.597
将来負担比率※ ⁶	134.8%	126.5%	115.7%	90.0%	85.6%	91.1%	85.2%	91.5%	80.5%	67.9%

①のグラフ

②のグラフ

②のグラフ



- ※1 実質収支 …… 歳入歳出差引額（歳入総額－歳出総額）から、翌年度に繰越すべき財源額を差し引いたもの
- ※2 実質収支比率 …… 実質収支の標準財政規模に対する割合
- ※3 財政調整基金 …… 自治体が財源に余裕がある年に積み立て、不足する年に取り崩すことで財源を調整し、計画的な財政運営を行うための貯金
- ※4 経常収支比率 …… 人件費、扶助費、公債費等の経常経費に、市税、地方交付税、地方譲与税などの経常一般財源がどの程度使われているかを示す割合
新たな事業や事業の拡充にどの程度対応できるか、いわゆる財政の弾力性を示しており、低いほどよい
- ※5 財政力指数 …… 各自治体が標準的な行政を行う場合に必要一般財源額のうち、どの程度、地方税等の収入で賄えるかを示したもの
- ※6 将来負担比率 …… 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する割合で、財政健全化法に基づく是正措置の判断指標

政務活動費

政務活動費の趣旨・経緯

- 平成 11 年 7 月に地方分権一括法が成立し、平成 12 年地方自治法の一部改正により政務調査費交付制度が設立
- 平成 24 年の地方自治法の一部を改正する法律により、政務調査費交付制度を「政務活動費交付制度」に変更
 - ※交付目的を「議会の議員の調査研究に資するため」から「議会の議員の調査研究その他の活動に資するため」に改定
 - ※名称を「政務調査費」から「政務活動費」とし、政務活動費を充てることができる経費の範囲等を条例で定め、議長は政務活動費の使途の透明性の確保に努めることを法に規定

上越市の政務活動費

- 平成 12 年の地方自治法の一部改正を受け、平成 13 年 4 月 1 日に上越市議会政務調査費の交付に関する条例を制定・施行
- 平成 24 年の地方自治法の一部改正を受け、平成 24 年 12 月議会にて上越市議会政務活動費の交付に関する条例を制定
- 上越市議会において、政務活動の範囲を「議員及び会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、市民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動」と定義

〔政務活動の対象となる諸活動〕

- ① 会派、議員が市政全般の課題、議会で審議する案件について行う調査研究、情報収集のための活動
- ② 会派、議員が本会議や委員会等で行う質問、提案について行う調査研究、情報収集のための活動
- ③ 会派、議員が政策立案を行うための調査研究、情報収集のための活動
- ④ 会派、議員が国、都道府県、市町村の議員、行政関係者との意見交換、情報収集のために行う活動
- ⑤ 会派、議員が要請、陳情を行うための活動
- ⑥ 会派、議員が各種団体関係者との意見交換、情報収集のために行う活動
- ⑦ 会派、議員が住民からの要望、相談、意見を聴取し、または、住民との意見交換のために行う活動
- ⑧ 会派、議員が住民に対して行う広報活動

県内20市の政務活動費の状況(令和4年4月1日現在)

区分	交付対象	交付方法	1人当たり月額交付額			1人当たり 年間交付額	順位	人口	順位
			会派分	議員個人分	合計				
上越市	会派及び議員	年2回 (4、10月)	12,500円	37,500円	50,000円	600,000円	3位	185,892人	3位
新潟市	会派及び議員 (選択制)	年4回 (4、7、10、1月)	150,000円	-	150,000円	1,800,000円	1位	776,468人	1位
			30,000円	120,000円	150,000円				
			-	120,000円	120,000円				
長岡市	会派	年2回 (4、10月)	60,000円	-	60,000円	720,000円	2位	262,387人	2位
三条市	会派	年1回 (4月)	30,000円	-	30,000円	360,000円	5位	94,146人	5位
柏崎市	会派	年2回 (4、10月)	40,000円	-	40,000円	480,000円	4位	79,668人	6位
新発田市	議員	年1回 (4月)	-	20,000円	20,000円	240,000円	6位	94,718人	4位
小千谷市	議員	年1回	-	8,000円	8,000円	96,000円	18位	33,934人	17位
加茂市	会派	年2回 (4、10月)	5,000円	-	5,000円	60,000円	20位	25,390人	20位
十日町市	会派	年1回	12,500円	-	12,500円	150,000円	12位	49,750人	11位
見附市	会派	年1回 (4月)	10,000円	-	10,000円	120,000円	14位	39,315人	15位
村上市	会派	年1回 (4月)	5,000円	5,000円	10,000円	120,000円	14位	56,700人	8位
燕市	会派	年1回	20,000円	-	20,000円	240,000円	6位	77,687人	7位
糸魚川市	会派又は議員 (無所属)	年1回 (4月)	15,300円	(15,300円)	15,300円	183,600円	9位	40,171人	14位
妙高市	議員	年1回	-	15,000円	15,000円	180,000円	10位	30,630人	18位
五泉市	議員	年1回	-	12,500円	12,500円	150,000円	12位	47,776人	12位
阿賀野市	会派又は議員 (無所属)	年2回	15,000円	(15,000円)	15,000円	180,000円	10位	40,639人	13位
佐渡市	会派又は議員 (無所属)	年1回	10,000円	(10,000円)	10,000円	120,000円	14位	51,295人	10位
魚沼市	会派又は議員 (無所属)	年2回 (4、10月)	8,000円	(8,000円)	8,000円	96,000円	18位	34,125人	16位
南魚沼市	会派又は議員 (無所属)	年2回	17,000円	(17,000円)	17,000円	204,000円	8位	54,332人	9位
胎内市	会派及び議員	年1回 (4月)	6,000円	4,000円	10,000円	120,000円	14位	27,851人	19位

施行時特例市23市の政務活動費の状況(令和4年4月1日現在)

区分	交付対象	交付方法	1人当たり月額交付額			1人当たり 年間交付額	順位	人口	順位
			会派分	議員個人分	合計				
上越市	会派及び議員	年2回 (4、10月)	12,500円	37,500円	50,000円	600,000円	8位	185,892人	23位
つくば市	会派	年2回 (4、10月)	30,000円	-	30,000円	360,000円	21位	247,399人	10位
伊勢崎市	会派又は議員 (無所属)	年4回	35,000円	(35,000円)	35,000円	420,000円	17位	212,178人	18位
太田市	会派	年2回 (4、10月)	35,833円	-	35,833円	430,000円	16位	222,562人	17位
熊谷市	会派及び議員	年1回 (4月)	15,833円	15,000円	30,833円	370,000円	20位	193,446人	19位
所沢市	議員	年2回 (4、10月)	-	70,000円	70,000円	840,000円	2位	343,752人	1位
春日部市	会派	年1回 (4月)	50,000円	-	50,000円	600,000円	8位	232,400人	13位
草加市	会派又は議員 (無所属)	年2回 (4、10月)	50,000円	(50,000円)	50,000円	600,000円	8位	250,643人	8位
平塚市	議員	年1回	-	50,000円	50,000円	600,000円	8位	257,274人	7位
小田原市	議員	年2回 (4、10月)	-	65,000円	65,000円	780,000円	5位	188,224人	22位
茅ヶ崎市	会派	年2回 (4、10月)	40,000円	-	40,000円	480,000円	14位	243,670人	11位
厚木市	会派又は議員 (無所属)	年2回 (4、10月)	60,000円	(60,000円)	60,000円	720,000円	6位	223,506人	16位
大和市	会派又は議員 (無所属)	年2回 (4、10月)	35,000円	(35,000円)	35,000円	420,000円	17位	241,565人	12位
長岡市	会派	年2回 (4、10月)	60,000円	-	60,000円	720,000円	6位	262,387人	5位
沼津市	会派	年2回	40,000円	-	40,000円	480,000円	14位	190,417人	20位
富士市	会派	年2回 (4、10月)	32,000円	-	32,000円	384,000円	19位	250,030人	9位
春日井市	会派	年1回 (4月)	30,000円	-	30,000円	360,000円	21位	309,011人	3位
四日市市	会派	毎月 (後払い)	70,000円	-	70,000円	840,000円	2位	309,338人	2位
岸和田市	会派	年2回 (4、10月)	50,000円	-	50,000円	600,000円	8位	190,148人	21位
茨木市	会派又は議員 (無所属)	年4回 (4、7、10、1月)	25,000円	(25,000円)	25,000円	300,000円	23位	283,678人	4位
加古川市	会派又は議員 (無所属)	年4回 (4、7、10、1月)	70,000円	(70,000円)	70,000円	840,000円	2位	260,868人	6位
宝塚市	会派又は議員 (無所属)	年4回 (4、7、10、1月)	76,000円	(76,000円)	76,000円	912,000円	1位	231,601人	14位
佐賀市	会派	年2回 (4、10月)	50,000円	-	50,000円	600,000円	8位	229,433人	15位